



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 大和自動車交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 前 島 忻 治
(コード番号 9082 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員経理部長 加 藤 雄二郎
(TEL. 03-6757-7164)

当社による仮処分命令の申立

和解成立に関するお知らせ

平成 29 年 2 月 17 日付「当社による仮処分命令の申立について」で開示いたしましたとおり、当社は、日本交通株式会社、国際自動車株式会社及び帝都自動車交通株式会社（これら三社を総称して以下「三社」といいます。）並びに東京四社営業委員会に対し、当社が東京四社営業委員会の組合員たる権利を有する地位にあることを仮に定めることを求める仮処分命令の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行っておりましたが、本日和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件申立てから和解に至る経緯

当社は、平成 29 年 2 月 9 日付けで東京四社営業委員会の組合員たる当社が三社から受領した同日付けの除名通知書と題する文書による除名（以下「本件除名」といいます。）は、法的に無効なものであり、当社が東京四社営業委員会の組合員たる地位にあるとして、平成 29 年 2 月 17 日東京地方裁判所に本件申立てを行いました。本日、当社と三社及び東京四社営業委員会とは和解いたしました。

2. 和解の内容（概要）

- (1) 三社は、当社に対して、本件除名の意思表示を撤回する。
- (2) 当社及び三社は、当社が平成 29 年 2 月 9 日以後も東京四社営業委員会の組合員たる地位にあることを相互に確認する。
- (3) 三社及び東京四社営業委員会は、当社と東京無線協同組合との間の業務の統合に係る合意事項（①タクシーチケット業務、②スマートフォン向けタクシー配車アプリケ

ーションの運營業務及び③タクシー無線配車業務の統合)のうち、②スマートフォン向けタクシー配車アプリケーションの運營業務の統合につき、異議を述べない。

- (4) 当社は、平成32年3月末日までの間、東京無線協同組合との間において、車色の統一又は屋外灯の統一を伴わない①タクシーチケット業務及び③タクシー無線配車業務の統合等を行わない。
- (5) 当社及び三社は、東京四社営業委員会の会則を変更することに合意し、車色の統一又は屋外灯の統一を伴わないタクシーチケット業務及びタクシー無線配車業務の他社との統合等、東京四社営業委員会との間で競業となる提携は総会決議事項とする。
- (6) その他表明保証条項、秘密保持条項、清算条項等。

3. 今後の見通し

本和解による当社グループの今期業績への影響はないものと考えております。当社は、今後も、東京四社営業委員会における事業を含めて、これまで以上に高品質なサービスの提供に努めて参ります。

以 上